

インターネット利用ガイド

－ 富山大学キャンパス情報ネットワーク(Tya-net)利用ガイド －

(第4版)



富山大学情報基盤専門委員会

2004

Tya-net Thirteen Rules of Use

富山大学キャンパス情報ネットワーク（Tya-net） 1 3 の使用ルール

- 1. Don't violate the intended use of Tya-net.**
Tya-net の使用目的を侵害しないこと。
- 2. Don't let anyone know your passwords.**
誰にもあなたのパスワードを知らせないこと。
- 3. Use strong passwords.**
推定することが困難で不可能な、堅牢なパスワードを使うこと。
- 4. Make regular backup of critical data.**
重要なデータは定期的にバックアップをとること。
- 5. Don't violate the privacy of other users.**
他の利用者のプライバシーを侵害しないこと。
- 6. Don't copy or misuse copyrighted material (including software).**
(ソフトウェアを含む) 著作権のある物を複製または悪用しないこと。
- 7. Don't use Tya-net to harass anyone in any way.**
Tya-net を使って、決して何人にも危害を加えてはならないこと。
- 8. Make proper use of virus protection software.**
ウィルス防御ソフトウェアを適切に使用すること。
- 9. Don't open e-mail attachments from strangers.**
見知らぬ人からの電子メール添付ファイルは開かないこと。
- 1 0. Regularly download security patches from your software vendors.**
ソフトウェア供給者から安全確保の修正プログラムを定期的に取り込むこと。
- 1 1. Don't overload the network system;
in particular, don't abuse e-mail.**
ネットワーク・システムに過負荷を掛けないこと。
特に電子メールを不正使用しないこと。
- 1 2. Don't keep computers online when not in use.**
使わないときはコンピュータをオンラインにしておかないこと。
- 1 3. Don't use the network without self-responsibility.**
自己責任なしでネットワークを使わないこと。

インターネット利用ガイド

－ 富山大学キャンパス情報ネットワーク(Tya-net)利用ガイド －

このガイドは、富山大学の学生の皆さんが富山大学のキャンパス情報ネットワーク（以下「Tya-net：チャネット」という。）を利用して、快適なキャンパス・ライフを送るために、知っておかなければならないこと、守るべきルールとエチケットやマナー、利用方法と利用上の注意事項等を、具体的に解説したものです。

今日、高度情報化社会はインターネットの普及と情報技術の進歩に支えられて、経済産業活動から日常の暮らし、社会生活から文化までを大変革し、豊かで便利な社会を築いてきました。富山に居ながらにして国内のみならず世界の情報にアクセスし、様々な人々とコミュニケーションできる、まさしく国境のない、人種、民族、思想、信条の違いを超えた国際化時代に仲間入りしています。インターネット社会に参加する人々は、その利用に関して同じ権利を持ち、発信された情報は、基本的にすべて対等なものとして扱われ、瞬く間に全世界を駆け巡ります。

しかしながら、ネットワークの向こう側には数多くの人がいることを忘れてはなりません。どんなに情報技術が便利になろうとも、**インターネットは人と人のコミュニケーションを豊かにする道具**に過ぎません。この道具を上手に使いこなす知識や技術を持つと同時に、お互いに気持ちよく活動できるよう、**そこには遵守すべきルールやエチケット、マナーがあります。これを「情報倫理」と呼んでいます。**

この「情報倫理」を守り、行動することは特に難しいことではありません。私たちの社会生活や大学生活においても、多くの規則が決められていますが、基本は相手に対する思いやりです。ネットワークを利用する一人ひとりが尊重されると同時に、それはまた、ネットワーク社会を構成する構成員すべてについても尊重されなければなりません。私たちの実社会でのルールやマナーと基本的には変わりませんが、ネットワークの性質から来る制約や守るべきルールやマナーがあります。

まずは、「Tya-net Thirteen Rules of Use」を守ることから始めましょう。

Tya-net は、本学が制定した情報セキュリティ・ポリシーに則り、最先端のネットワーク技術とセキュリティ管理技術を駆使して運用管理されています。私たちは、富山大学に籍を置く学生としての誇りを持ち、一人ひとりが豊かで快適なキャンパス・ライフを謳歌できるよう、この Tya-net とインターネットを高い情報倫理観を持って、十分に活用していきましょう。

2004 年 3 月

富山大学情報基盤専門委員会委員長

富山大学総合情報基盤センター長

村 井 忠 邦

目

次

1. インターネットを使おう！ -----	1
1.1 インターネットの利用方法 -----	1
1.2 電子メール・アドレスの確認 -----	2
1.3 パスワードの変更 -----	2
1.4 電子メールの使い方 -----	2
1.5 電子メールの形式と送受信のマナー -----	3
1.6 ログオン操作による利用権限の確認 -----	3
1.7 レーザ・プリンタへの出力 -----	4
1.8 ホームページの利用 -----	5
1.9 電子ニュース Netnews の利用方法 -----	5
1.10 仮想端末 telnet(ssh)の使用法 -----	7
1.11 ファイル転送(FTP)の使用法 -----	7
1.12 インターネットの精神 -----	7
2. インターネットの利用目的とルール -----	8
2.1 キャンパス情報ネットワークの利用目的 -----	8
2.2 キャンパス情報ネットワーク利用のルール -----	8
2.3 トラブルが発生した時の対処方法 -----	12
3. 法令の遵守 -----	13
4. 公序良俗とエチケット，マナーの遵守 -----	16
5. 本学の教育・研究目的に反する行為の禁止 -----	18
6. 罰則 -----	22
7. e-Learning システムによる情報倫理教育の受講義務 -----	24
8. 参考文献 -----	25



1. インターネットを使おう！

1.1 インターネットの利用方法

インターネット（**the Internet**）とは「ネットワークのネットワーク＝**inter-network**」のことで、大学のキャンパス情報ネットワークから世界の主要なネットワークを相互接続した、地球的規模の情報通信網に付けられた総称名で、固有名詞化したものです。

私たちはこのインターネットに手持ちのコンピュータを接続して、次のような利用方法を使い、世界中の人々といろいろな情報を交換することができます。

- ・ **電子メール（e-Mail）** — 会話的に、簡単に使える特定の個人間で行うメール
- ・ **電子ニュース（NetNews）** — ネットワーク上に分散配置されたニュース・サーバを相互接続して、興味ある話題毎に不特定多数の人々が電子メールで投稿し情報交換するツール
- ・ **WWW（World Wide Web）** — マルチメディアに対応した情報を提供するホームページを、世界的規模でクモの巣(**web**)のように結合し、繋いでいく情報検索・提供システム
- ・ **仮想端末（telnet）** — ネットワーク上に接続されたコンピュータを、遠隔地からログインし、対話的に操作して利用する telnet システム
- ・ **ファイル転送（FTP）** — ネットワーク上に接続されたコンピュータ同士で、プログラムやデータのファイルを転送する(File Transfer Protocol：FTP)システム
- ・ **テレビ会議（TV Conference／Video Conference）** — ネットワーク上に接続されたコンピュータ同士が一堂に会して、遠隔地に居ながらビデオ映像で会議するシステム
- ・ **チャット（Chat）** — 文字や声で直接会話する、おしゃべりシステム

その他、リアル・オーディオ、リアル・ビデオ、映像中継、バーチャル・リアリティ、Webによる電子掲示板、ファイル交換、教育・ビジネス・医療・行政・生活アプリケーションなど。



インターネットを使おう！

1.2 電子メール・アドレスの確認

電子メールを使うにはメールを送受信するコンピュータ＝メール・サーバ(Mail Server)を決め、このメール・サーバにあなたのユーザ ID とパスワードを登録する必要があります。メール・アドレスは、一般にユーザ ID とドメイン名等から構成されています。富山大学では、次のようなユーザ ID とドメイン名を使用しています。

s041987@ems.toyama-u.ac.jp

ユーザ ID **s041987** は送受信するメールの宛名で、本学では7桁の文字列から構成されています。ドメイン名=**toyama-u.ac.jp** は所属を示すインターネットに登録された名前です。右から左へ、日本(**jp**)の学術機関(**ac**)の富山大学(**toyama-u**)の、教育用メール・サーバ=**ems** (educational mail server) という意味です。

例えば、学生通番が「**10419870**」の学生には、英小文字 s と学生通番の真ん中の数字6桁をあわせた、ユーザ ID = **s041987** (s は学生 **student**, **04** は入学年度, **1987** は通番) が与えられます。従って、電子メール・アドレスは「**s041987@ems.toyama-u.ac.jp**」となります。各自自分の電子メール・アドレスを確認して下さい。

1.3 パスワードの変更

本学に入学すると、すべての学生には総合情報基盤センターからユーザ ID (**User-ID**=利用者認識番号) 毎に、初期パスワード (**Initial Password**=仮の合い言葉) が与えられます。この初期パスワードは通常期限切れになっていますので、必ず自分で変更して下さい。パスワードは6桁以上の英大文字小文字、数字、記号のうち3種類を混ぜた文字列で作成して下さい。安易に誕生日、電話番号、名前、地名、英単語などを、絶対に使わないようにして下さい。あなたのパスワードを見破ろうとして、不正な試みをしているクラッカー (**Cracker**=ネットワークを通して他人のコンピュータに不正侵入し、データやプログラムを盗み見たり、改ざん・破壊などを行う者) がたくさんいます。くれぐれもパスワードは見破られないような強力な文字列で構成するように注意して下さい。

パスワードの有効期間は90日(約3か月)間です。パスワードを変更するときは、それまで使用していたパスワードと異なるパスワードを設定しなければなりません。

また、パスワードの変更は1日に1回までしかできません。なお、不正侵入を防止するために、ログオン時パスワードの入力を5回以上間違えると、24時間システムにログオンできないように、ロックアウト (**Lockout**) されますので、注意して下さい。

1.4 電子メールの使い方

電子メールで送受信する情報は、通常タイプした文字列＝テキストですが、送り手と受け手の条件が合えば、画像、音声、データなどのファイルを添付して送ることができます。

電子メールの利点は、自由な時間に全世界の相手とメールをやり取りできることです。使用する言葉は、相手のコンピュータ利用環境を配慮して、共通の言葉を使用して下さい。特に日本語固有の半角カタカナや①②など、○付き数字などの機械依存文字は絶対に使わないで下さ

い。文字化けやメール・サーバを誤動作させる原因になります。

メールを出すときは、**宛先を必ず再確認して下さい**。出したメールが戻って来るときは相手先のアドレスが間違っています。このメール配信エラーはポスト・マスター（**Post Master**＝電子メールの管理者）にも通知されます。ポスト・マスターはそのエラー原因が何かを突き止め、発信者に注意を促します。

電子メールは毎日読む習慣をつけ、必要な返事は速やかに出しましょう。メール・サーバ上に何千人もの学生の膨大なメールを、長期間保存しておく十分な領域はありません。**2週間を過ぎても読まれなかったメールは、自動的に削除されます**。ご了解下さい。

1.5 電子メールの形式と送受信のマナー

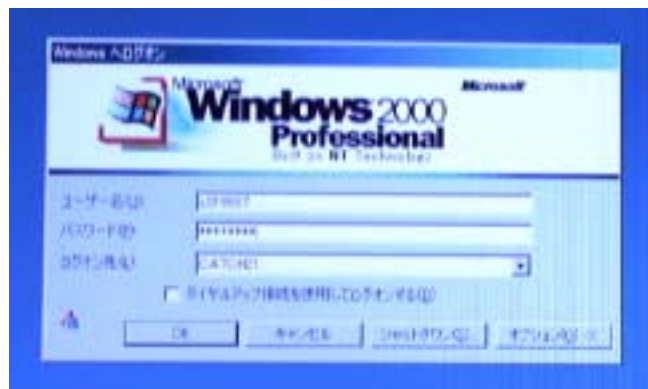
電子メールの形式と送受信マナーについて、以下のことを心がけて下さい。

- (1) 手紙を構成する要素である敬辞、本文、結び、署名などを左端に寄せること。
- (2) 本文は左端から始めて、各パラグラフ（段落）の間は1行空けること。
- (3) 日常の平易な文章を書き、誤解のないような表現を使うこと。
- (4) 季節や安否の挨拶はせず、すぐ本題に入ること。挨拶を特に入りたいときは、メールの最後に入れること。
- (5) 件名（**Subject**）は英語で記述し、英語が難しい時は日本語で簡潔に記述すること。
- (6) 署名等により発信者を明確にすること。署名は4行以内で簡潔に記述すること。
- (7) 半角カナ文字、機械依存文字は絶対に使わないこと。
- (8) 1行の長さを画面表示に合わせて70字程度、漢字なら35字程度で改行を入れること。
- (9) 返信の引用は簡潔にすること。

1.6 ログオン操作による利用権限の確認

富山大学の教育用端末室に設置されているPC（Personal Computer）を使うときは、ログオンという操作により、利用権限の確認を行わなければなりません。これを利用者認証と言っています。PCシステムに予め登録された利用者以外は、このPCシステムを使用できないことになっています。家庭で使用しているPCとは使用環境が異なります。この利用者認証を通過すると、キャンパス情報ネットワーク、インターネット、ネットワーク上に用意されたレーザ・プリンタやファイル・サーバを使用する許可が与えられます。ログオンは**Log On**と記述し、記録の開始を意味するコンピュータ用語で、この操作によって、あなたがPCを使用開始した日付、時刻、ユーザID、端末の名前、使用終了日付、終了時刻などが記録されます。この記録は少なくとも半年間は保存され、不正利用が発生した場合には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成12年2月13日制定）、通称「不正アクセス防止法」によって、警察などに提出を求められることがあります。予めご了承下さい。

教育用端末室に設置されているPCの電源スイッチをオンにして、[Windowsへログオン]という画面を表示すると、次のような画面が表示されます。



ここで、あなたの取得したユーザ ID をユーザ名の欄に、パスワードをパスワードの欄に記入して、[OK] ボタンを押して下さい（詳しくはテキスト「大学生の情報リテラシー入門」を参照）。

1.7 レーザ・プリンタへの出力

表計算ソフトウェアなどアプリケーション・プログラムの実行結果を印刷するときは、下図のように、ツール・バーのプリンタ・アイコンを直接クリックするか、[ファイル] メニューから [印刷] を選択します。



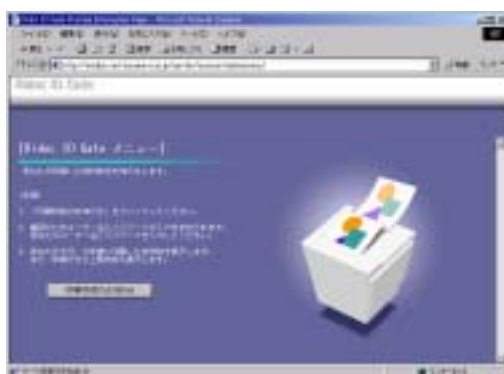
総てのプリントアウトはプリント・サーバーを経由して実行されます。富山大学ではコンピュータ実習時の印刷出力枚数に上限を設け、無駄な印刷を行わないようにするため、プリント管理システム **Ridoc IO Gate** を運用しています。このプリント管理システムでは、学生諸君は Web ブラウザからそれぞれ自分のプリントアウト状況を確認することができます。従って、個人のプリントアウト累積枚数が月単位の印刷上限枚数に達すると、それ以降、その利用者からの印刷要求をすべて破棄します。

学生諸君は、Web ブラウザ <http://msllpsv.msl.toyama-u.ac.jp/> で印刷許可枚数、印刷済枚数を照会することができます。通常の設定では、

カラー・プリンタ 20 枚/月、 200 枚/年、

モノクロ・プリンタ 100 枚/月、 1,000 枚/年、

のように上限枚数を設定してあります。操作にはユーザ ID とパスワードによる認証が必要です。

[illegible]

1.8 ホームページの利用

Web ブラウザを使って、自由に世界中のホームページ巡りをすることができます。富山大学に居ながら、パリのルーブル美術館、イギリス大英博物館、メトロポリタン美術館やボストン美術館などの世界の有名な美術館を見学し、NASA のホームページを開けば宇宙開発の歴史や惑星の詳しい情報を手に入れることができます。国内の大学に入れば、立花隆の東京大学での講義内容に接することも、野口悠紀雄のサイトにアクセスすることができます。インターネット・イエロー・ページを見れば、国内外の情報提供者=Web サイトがあなたを待っています。

ここには、国境もなく、人種、民族、宗教、制度の違いもなく、ドアを開ければ無限の自由空間が広がっています。しかし、現実の社会には法律や制度もあれば、慣習、道徳規範、ルールやマナーもあります。私たちはWWWとインターネットが、この実社会に実現されていることを認識しなければなりません。インターネットを使うには、ルールとエチケット、マナーを守り、行動には自己責任と倫理観を持たなければなりません。

1.9 電子ニュース NetNews の利用方法

インターネット上の電子ニュースを **NetNews** と呼び、不特定多数の人々がコンピュータや専門分野の話題から、仕事、家庭、娯楽に関する話題、くだらない冗談に至るまで、多岐にわたった数多くの情報の提供や議論を行っています。ニュース・サーバを運営するサイトも国内外に数えきれない位あり、各サーバ間で記事の自動配送が行われていて、私たちは最も近くのサーバから最新の情報を得ることができます。私たちは **NewsReader** という **NetNews** への読み書きプログラムを使って、以下のような **news** サイトと特定のニュース・グループにアクセスし、記事を読んだり、投稿したりすることができます。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 富山大学のニュース | tya.xxx (tya.announce, tya.jokes, ...) |
| (2) 富山県のニュース | toyama.xxx (toyama.misc, toyama.rec, ...) |
| (3) 北陸のニュース | hokuriku.xxx (hokuriku.fitnet, hokuriku.test, ...) |
| (4) 国内のニュース | fj.xxx (fj.books, fj.education, fj.living, ...) |
| (5) 世界のニュース | alt.xxx.xxx (alternate:
comp.xxx.xxx (computers 関係)
rec.xxx.xxx (recreation 関係)
sci.xxx.xxx (science 関係)
..... |

それぞれのニュース・グループでは新しい知識のやり取りが活発に行われています。それらの知識は **FAQ=Frequently Asked Question** と呼ばれる問答集に蓄積され、誰でも取り寄せて見ることができます。NetNews では、初歩的な質問は **FAQ** で調べてから行うことが大切です。初心者がみんな同じ質問をし、それに一々答えていたら大変だということがお解りでしょう。Take, Take ではやがて相手にされなくなります。インターネット世界共通の基本的なマナーは “Give and Take” です。誰もが気持ち良くつき合っていくようにしましょう！

NetNews への投稿には以下のマナーと注意事項を遵守して下さい。

- (1) 投稿する記事の内容は、ニュース・グループに合ったものを投稿すること。
- (2) 記事の配布範囲は、海外、国内、北陸、富山県内、企業内、大学内、グループ内と分かれています。読者の迷惑とならないような記事を投稿すること。
- (3) サブジェクト (**Subject**=件名) には日本語を使用しないこと。
- (4) 海外のニュース・グループへ投稿する場合、記事に日本語を使用しないこと。
- (5) 記事を書く場合、1行は長くて半角英数字 70 字、漢字なら 35 字以内にする。
- (6) 知的所有権、著作権、その他の法律を犯す記事は投稿しないこと。
- (7) 個人的な内容の記事は控えること。
- (8) 攻撃的なメッセージは発信をしないこと。また、互いに避難しあう応酬 (**Flame War**) をしないこと。
- (9) ネットワークでなければ言えないような発言は控えること。
- (10) 誤解を与えるような表現は避けること。
- (11) 他人のメッセージを引用するときは、オリジナル・メッセージが正しく伝わるような切り出し方をすること。

[NetNews 初心者への注意]

- (12) 分からないことを、むやみやたらに質問しないこと。
- (13) 途中から議論に参加する時は、それまでの議論の経過をフォローしておくこと。
- (14) 同じような質問が出ていないか、ニュース・グループ毎の **FAQ** を入手して重複していないことを確認してから、質問するように努めること。

1.10 仮想端末 telnet(ssh)の使用方法

仮想端末（**telnet** というプロトコル〈Protocol：通信規約〉を使って遠隔地のコンピュータにログオンする端末操作システムを言います。）の始まりは、大陸の時差を利用して、貴重なコンピュータ資源を利用し合うことを目的に、遠隔地からのコンピュータを対話型で利用するための端末システムとして考え出されました。世界的規模で共同研究をしている科学者や研究者は、富山大学に居ながらにして、アメリカ合衆国やヨーロッパの大学や研究所のコンピュータを使うことができます。国内外、キャンパス内のコンピュータも同様にこの **telnet** を使用して、研究室や端末室から使用することができます。ただし、大学や研究所では通信データの盗聴からパスワード等の機密を盗まれないように防衛するため、通信路を暗号化した **ssh (Secure Shell)** を使用しているところが殆どです。以後、**telnet** または **ssh** を使うときは以下の注意を守って下さい。

- (1) 先ず **Web** など、**ssh** と操作方法の説明を取り寄せ、それを導入し、理解した上で必要な遠隔接続サービスを受けること。
- (2) 必要もなく接続時間を延ばさないこと。

1.11 ファイル転送 (FTP) の使用方法

ネットワークを経由したクライアント／サーバ間のファイル転送には、**FTP (File Transfer Protocol)** というプロトコルを使った操作コマンドを使用します。インターネット上には誰でもファイルをダウンロードできるようにした、**anonymous ftp** と呼ばれるサイトがあります。**anonymous** とは匿名のことで、この **anonymous ftp** では、ユーザ名に「anonymous」か「ftp」を指定し、パスワードには「自分のメールアドレス」を指定することが運用上の慣例になっています。**ftp** でファイルをダウンロードするときは、以下の注意を守って下さい。

- (1) ダウンロード・サービスしている好意的な情報提供者に負荷をかけないこと。
- (2) 通常の業務時間帯のアクセスはできるだけ避けること。
- (3) ミラーされていて近くで入手できる情報は、オリジナル・サイトまでアクセスしないこと。

富山大学では、国内外の著名なソフトウェアライブラリの複製（ミラーリング）・サービスしている **Ring Server** を運用していますので、活用して下さい。

1.12 インターネットの精神

インターネットの精神は、「善意の **Give and Take**」です。互いのコンピュータの空き時間を有効に活用し合うという、初期の目的も忘れないようにしましょう。

コンピュータ・システムには、セキュリティ上の穴＝欠陥（**Security hole**）がたくさんあります。インターネットを築いてきた人たちは、それを認識した上で、善意で前向きの姿勢で、インターネットを発展させてきています。

従って、悪意でセキュリティの弱点（**Weak Point**）や欠陥（**Faults**）を突くようなことは決してしてはなりません。

インターネットの自由で素晴らしく寛容な環境を、利用者みんなで守っていきましょう！



2. キャンパス情報ネットワーク(Tya-net)利用方法

2.1 キャンパス情報ネットワークの利用目的

富山大学のキャンパス情報ネットワーク（Tya-net）の利用目的は、次のとおりです。

- （１） 研究（学術研究，課題研究，技術研究など）
- （２） 教育（授業，レポート，自己学習，トレーニング，卒業論文など）
- （３） 事務（大学運営上必要な事務，業務サービスなど）
- （４） その他総合情報基盤センター長が適当と認めた業務
（地域社会との連携行事，公開講座，夢大学，共同研究など）

従って，次のような利用はできません．

- （a） 営利を目的とした利用
- （b） 通信の秘密を侵害するような利用
- （c） ネットワークの運用に支障を及ぼすような利用

Tya-net は，文部科学省が経費を負担して運用管理している SINET（Science Information NETwork）を経由して，インターネットに接続されていますので，インターネットの利用も同じ規則の制約を受けます．

もし，あなたが趣味や営利を目的とする仕事でインターネットを使用する場合は，個人で自宅等からインターネット・サービス提供者（ISP）と契約して，それを利用して下さい．

2.2 キャンパス情報ネットワーク利用のルール

富山大学で，コンピュータとキャンパス情報ネットワーク（Tya-net：チャネット）を利用しようとする人は，次の利用ルールを遵守して下さい．

（１） Don't violate the intended use of Tya-net.

Tya-net を使用目的以外の使用をしないこと。

■次の如何なる行為によっても，システムの保全性＝Integrity を変えたり，妨害したりしてはならない．

- ・ 他人にあなたのユーザ ID やアカウント[注]を使わせること．
- ・ 通信するとき他人になりすますこと．
- ・ パスワードを捕ったり，暗号を破ったりする企てをすること．
- ・ 他人のデータやプログラムを破壊し，改ざんすること．

■合法的な利用者のシステムでのアクセスを制限したり拒否したりしないこと．

■Tya-net を個人の財産獲得のために使用しないこと．商用利用をしてはならないこと．

■脅迫したり嫌がらせをしたりするものを転送しないこと．

[注] ユーザ ID はコンピュータの利用者を認識する番号ですが，アカウント＝Account は使用料金のかかるコンピュータや Internet Service Provider(ISP)を使うとき与えられる，ユーザ ID と同義語の利用者識別記号です．

(2) Don't let anyone know your passwords.

誰にもあなたのパスワードを知らせないこと。

■あなたのユーザ ID は、電子メールなどを使えばすぐに他人に分かりますが、あなたのパスワードは決して誰にも教えないで下さい。例え親友でも、コンピュータの管理者や情報システム担当職員でも、教えてはなりません。

- ・ もし、パスワードが知られて、あなたのユーザ ID やアカウントが悪用され、不正に使われた場合、あなたはその責任を負わなければなりません。
- ・ あなたのユーザ ID やアカウントの安全を守るには、見破られないような強いパスワードを選び、パスワードを定期的に変えるようにして下さい。

(3) Use strong passwords.

推定することが困難で不可能な、堅牢なパスワードを使うこと。

■すべてのアカウントに対して異なるパスワードを与えること。

■パスワードは、アルファベットの大文字・小文字、数字、特殊文字などを、3つ以上の文字種を用いて組み合わせ、6文字以上で構成すること。

■パスワードは特に、ユーザ ID、名前、地名、英単語などを絶対に使ってはならない。

■パスワードの見破り方として以下の方法があるので、注意すること。

- ・ 辞書攻撃：辞書を使って次々にパスワードを試していくログオン／ログインのやり方。
- ・ ブルート・フォース攻撃：総当たりで文字を組み合わせ、片端からパスワードを試していくログオン／ログインのやり方のこと。

(4) Make regular backup of critical data.

重要なデータは定期的にバックアップをとること。

■重要なデータのバックアップは、毎日少なくとも1回とること。

■月に1回は、フル・バックアップを実行し、データの点検を行うこと。

(5) Don't violate the privacy of other users.

他の利用者のプライバシーを侵害しないこと。

■一般利用者への公開やグループに対するファイル・アクセスの許可なしに、その人のファイルやディレクトリにアクセスを試みないこと。

■明らかに、ログイン、電子メール、メール送受信記録やトラフィックを覗いたり、妨害したりしないこと。

■履歴情報、電話番号など、テキストや数字を含むどんな個人情報も、その人の許可なしに公にしないこと。

■コンピュータ・システム上でプライベートな情報を保護する方法を知らないときは、個人情報をシステムに保存しないこと。

■他人の情報を秘密裏に収集するような、いかなる共有プログラムも作らないこと。

■ネットワークを通して、WS や PC 上に、リモートで記録を採らないこと。

(6) Don't copy or misuse copyrighted material (including software).

(ソフトウェアを含む) 著作権のある物を複製または悪用しないこと。

■著作物を使用する場合は、使用条件を確認すること。

■Tya-net やインターネットを通して、テキスト文書、画像、サウンド・クリップなど、アクセスできる非常に多くのアイテムがあります。

しかしながら、本学がサービスを行っているソフトウェア・システムやアプリケーション・プログラムとその記録媒体には、使用許諾ライセンスを取得しているもやメーカーとの同意書に基づく使用許可を得ているもの等が多々あります。これらのシステムやプログラムの著作権に関する制限は、次の行為を禁止しています。

- 1) プログラムやデータのコピー
- 2) プログラムやデータの再販
- 3) 再分配プログラムやデータそのものの再分配やその再配分設備
- 4) 教育目的でないプログラムやデータの使用
- 5) 営利のためのプログラムやデータの使用
- 6) 個人またはグループ・ライセンスのないプログラムやデータの使用
- 7) 所有者認可のないプログラム情報の公開

(7) Don't use Tya-net to harass anyone in any way.

Tya-net を使って、決して何人に危害を加えてはならないこと。

■猥褻なメールを送ったり、大量のメールを送りつけたりしないこと。

■人を誹謗中傷し、一方的に攻撃するような発言をネットワーク上で公開しないこと。

■軽率な発言や、怒りにまかせての発言をしないこと。

■他人のプライバシーを公開しないこと。

(8) Make proper use of virus protection software.

ウィルス防御ソフトウェアを適切に使用すること。

■まずはあなたの PC にアンチ・ウィルスなどのウィルス防御ソフトウェアを導入すること。

■毎日、ウィルス定義ファイルを更新して適用したことをチェックすること。

■ウィルス防御ソフトウェアによって定期的にあなたの PC 上のすべてのファイルを走査すること。

(9) Don't open e-mail attachments from strangers.

見知らぬ人からの電子メール添付ファイルは開かないこと。

■如何に魅力的な要件欄があろうとも、添付ファイルがあるかないかに関わらず、見知らぬ人からのメールを開けないで、ゴミ箱に捨てること。

■貴方が良く知っている人からの送られてきた予期しない添付ファイルにも疑いをもつこと。
なぜなら、その人の PC が既にウィルスに感染していることを知らないで、添付ファイルを

送ってくることがあるからです。

(10) Regularly download security patches from your software vendors.

ソフトウェア供給者から安全確保の修正プログラムを定期的に取り込むこと。

■Windows Update など安全確保のための修正プログラムを定期的にダウンロードして、それを適用すること。

■Web ブラウザや Office Program などの安全確保のための修正プログラムを定期的にダウンロードして、それを適用すること。

[注]教育用端末室 PC のソフトウェアは期日をきめて更新していますが、ウィルスやワームの被害が発生したときまたは発生が予想される場合は、緊急修正を行っています。

(11) Don't overload the network system; in particular, don't abuse e-mail.

ネットワーク・システムに過負荷を掛けないこと。特に電子メールを不正使用しないこと。

■Peer to peer によるファイル交換をしてはならない。

■大量の画像や音楽データなどを、混んでいるときに送受信しないこと。

■メール爆弾を送りつけたりしないこと。

■大量のメールを1度に特定のメール・サーバや個人に対して発信しないこと。

■不特定多数に向けて不適切なメールやスパム・メールを送信してはならないこと。

■巨大なファイルを添付ファイルとして送信してはならないこと。

■メーリング・リストへ他人を無断で登録してはならないこと。

■ニュース・グループに対して、内容のそぐわないメールを送信してはならない

■第三者が管理しているメール・サーバを許可なく使用し、そのサーバの所属するサイトと無関係なメールを送る行為をしてはならない

■メール・アドレスを偽装してメールを発信してはならない。

(12) Don't keep computers online when not in use.

使わないときはコンピュータをオンラインにしておかないこと。

■コンピュータを使わないときはオンラインを閉じておくこと。

■通常PCを使用しないときはシャットダウンしておくこと。

(13) Don't use the network without self-responsibility.

自己責任なしでネットワークを使わないこと。

■ネットワークを使用するときは、すべての行動に自己責任を持つこと。

以下のような、法律に違反した場合は社会的に罰せられます。また、大学からは退学などの処分を受けます。

・利用資格のないコンピュータに侵入したとき。

- ・ネットワーク上にあるデータ等を窃盗，改ざん，漏洩（ろうえい），破壊したとき．
- ・コンピュータ・ウィルス／ワームを配信したとき．
- ・猥褻（わいせつ）情報を公開したとき．
- ・脅迫文書を送りつけたり，掲示板で脅迫したとき．
- ・人権やプライバシーを侵害したとき．
- ・著作権などの知的所有権を侵害したとき．

2.3 トラブルが発生した時の対処方法

ネットワークを使用していて何らかのトラブル＝障害が発生したときは，次の手順で対処して下さい．

- （１） エラーや障害の状況を，発生時間，発生マシン名（本体のラベル等）とともにメモします．
- （２） 処理中のプログラムは速やかに終了し，使用しているファイルはクローズします．もし，ファイルを正常にクローズできない場合は，近くにいる友達や他の利用者を呼んで，クローズに挑戦して下さい．総合情報基盤センター内の端末室なら，テクニカル・アシスタントに助けを求めて，クローズして下さい．
- （３） コンピュータ・ウィルスからの感染が予想されるときは，ネットワーク接続用の信号ケーブルをコンピュータまたは情報コンセントから物理的に外して下さい．
- （４） Windows PC の場合は，**Ctrl キー**と **Alt キー**を押しながら **Delete キー**を押して，タスク・マネージャ・ダイアログを表示し，プロセス・ホルダー上で「応答なし」のプロセスを強制終了して下さい．
- （５） それでもクローズできない場合は，電源ボタンを 4 秒以上押し続けて，強制終了して下さい．ただし，この強制終了時に使用していたファイルの復元は保証されません．
- （６） エラーや障害の状況を総合情報基盤センター事務室（内線 6946）に連絡します．サブネット使用者はサブネット管理者に連絡して下さい．

[\[注\]工学部知能情報工学科，工学部 ECS システム，理学部数学科，教育学部情報教育課程にサブネット管理者がいます．](#)

- （７） 総合情報基盤センターまたはサブネット管理者の指示に従って問題を解決して下さい．
- （８） もし，それ以降同じようなエラーや障害が発生した場合は，前回の解決方法によって解決して下さい．
- （９） それでも解決できない場合は，総合情報基盤センターまたはサブネット管理者に相談して下さい．



3. 法令の遵守

インターネット社会では、法律により処罰の対象となる以下のような行為を絶対にしないよう、法令を遵守（じゅんしゅ：よく守ること）しましょう。

3.1 犯罪行為として、刑法などによって処罰される可能性のある行為

- (1) 利用資格のないコンピュータ・ネットワークに侵入する。

利用のためのユーザ ID を持たない人は、侵入を企てただけでも、刑法犯として処罰される可能性があります。

- (2) ネットワーク上のプログラムやデータなどの情報資源を破壊する。

他人の所有するプログラムを消したり、データを勝手に書き換えたり、削除することは、情報という財産に対する破壊行為とみなされます。更に、ネットワーク上の蓄積された情報や機密を漏洩（ろうえい）、窃盗（せつとう）、改竄（かいざん）することは、刑法の機密漏洩罪、窃盗罪、電磁的記録不正作出及び供用罪に当たります。

- (3) コンピュータ・ウイルスを配布する。

これは、意図的に他人の情報資源を破壊しようとする行為です。善意によって無償のソフトウェアを配布する中で、知らないうちに、この行為に加担してしまう危険性もあります。被害が発生した場合には不法行為責任（民事責任）に問われます。

- (4) 猥褻（わいせつ）とみなされる情報を公開する。

猥褻とみなされる文章や画像、音声をホームページ上で公開すると、わいせつ物頒布等の罪（刑法）で処罰されます。

- (5) 人を脅迫する。

脅迫文書を、電子メールで送り付けたり、掲示板に書き込んだりすると、脅迫罪で処罰されます。

3.2 基本的人権の侵害となる行為

- (1) 人権を侵害する。

人種、性別、身体的障害、宗教、出身地、性癖、年齢及び思想信条などに基づく、差別的な発言をネットワーク上で公開することは、基本的人権の侵害となりうる行為です。また、他人を誹謗中傷したり、一方的に攻撃する発言をネットワーク上で公開することも同様です。これらは名誉毀損で訴えられる可能性があります。

Netnews やネットワーク上の電子掲示板 BBS での発言は、本人が思っている以上に多数の人々の目に触れています。軽率な発言や、怒りにまかせての行き過ぎた発言のために、多くの人々の心を傷つけ、思わぬ被害を人に及ぼしてしまうことがあります。

- (2) プライバシーを侵害する。

ホームページ上で他人の写真や音声を、当人に無断で公開することは、プライバシー侵

害に当たります。また、内容にもよりますが、自分宛てのメールの内容を差出人に無断で公開することも、これに該当する場合があります。

3.3 知的財産権の侵害として、民事訴訟などの対象となる可能性のある行為

(1) 著作権などの知的所有権を侵害する。

図書や雑誌に掲載されている文書や写真や図などを、作者に無断で自分のホームページに転載することは、著作権の侵害に当たります。ただし、著作権の放棄が明示されている場合や、あらかじめ転載や利用が許可されている場合は、その趣旨に反しない範囲で認められています。

ネットワーク上で公開されているデジタル・データは、入手や加工が容易ですが、著作権の侵害にならないよう、その利用には十分な注意が必要です。

有償のソフトウェアを、権利保持者に無断でコピーすることは許されません。無償のソフトウェアやデータであっても、権利保持者に無断で改変して配布することは、著作権の侵害に当たります。



法令を遵守しよう！

※ 知的所有権（著作権）について

(1) 著作物と著作権

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい(著作権法第2条第1項)、著作権法は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としています(著作権法第1条)。この著作権を侵害すると、刑事的には3年以下の懲役、または300万円以下の罰金となります(著作権法第119条)。

(2) インターネットと著作権

他人のホームページを利用したり、自分でホームページを作ったりする場合、文章、絵、写真、音楽など、他人の著作物を利用する場合は著作権者の許諾が必要です。ただし、個人的に楽しむためであれば、自由に保存してもかまいません。

他人に配布するためのコピーや、ホームページ作成のため他人の著作物を取り込む場合には、許可が必要です。また、著作物の形や色などを勝手に変えることは、著作者人格権を侵害することになります。

〔注〕写真などの著作権使用料は、普通サイズ1枚で5万円程度です。訴えられることを考慮すれば、著作者に著作権使用料を払った方が得策です。

(3) プログラムの著作権

プログラムはプログラムの著作物として著作権法で保護されます。「プログラムとは電子計算機を機能させて、一の結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。」と定義されています（著作権法第2条第10の2項）。

従って、一般に市販されているアプリケーション・プログラムは、コピーしたり、譲渡したりすることはできません。各自購入してインストールする必要があります。

インターネット上のWebサイトなどから、ダウンロードして使うことはできるシェアウェアと呼ばれるソフトウェアは、対価を支払って使用しなければなりません。

(4) 学校その他の教育機関における複製等

これまで授業の過程で使用する資料を、担任教師は権利者の許諾を得ずに複製することができましたが、改正により、授業を受ける者でも複製できるようになりました。また、コンピュータ教室などで、生徒など学習者自身が手元のコンピュータを操作してプリントアウトなど複製すること、生徒自身がインターネットのウェブをプリント（複製）したものを、資料として他の生徒に配布できるようになりました（平成15（2003）年改正法35条1項）。

また、インターネット等を使った遠隔授業の際、権利者の許諾がなくてもネットワークを使用して教材を配信することが可能になりました（35条2項）。副会場でも画面に出すことができます。ただし、誰でも視聴できる場合は適用されません。

また、教材を一時的にダウンロードして動かした場合は、その教材を使用後にはコンピュータ上から消去する仕組みになっていなければなりません。

(5) 試験問題としての複製等

公表されている著作物を試験又は検定の目的上必要な限度で、権利者の許諾なくして公衆送信できます。現在では遠隔教育などの場合にインターネットなどを利用して試験を行うことが技術的に可能になっていますが、著作権者の許諾を得る必要があるとすると、出題される問題が事前に漏えいしてしまうおそれがあるので、試験・検定の公正を確保することができず不適切であることから改正されました（36条1項）。

(6) 損害額の補償

著作権違反をすると、権利者は、「海賊版の販売数」×「正規品の単位当たり利益」を損害額として算定し、違反者に対して著作権侵害に対する対価補償を求めてきます。



4. 公序良俗とエチケット、マナーの遵守

たとえ法令に違反しないとしても、避けるべき行為と考えられるものがあります。一般社会において、快適な生活を維持するためには、互いに配慮し合う必要があります。公序良俗（公共の秩序、良識の風俗）に反する行為は慎まなければなりません。これはネットワーク社会においても同じことです。快適なネットワーク市民生活を送るために、守るべきエチケット（Etiquette：その時、その場において、そうすべき、またはそうすべきでない、とされる社交場の決まり）やマナー（Manner：礼儀作法にかなっているかどうか、という観点から見た態度）があります。

公序良俗、ネットワーク・エチケットやマナーに反する行為だと見なされ、学内規則による指導・勧告、あるいは、キャンパス情報ネットワークの利用制限など、処分の対象となる場合があります。

4.1 ネットワークの公共性に対する配慮に欠ける行為

- (1) 匿名もしくは他人の名前を語って、ネットワーク上で発言する。

Netnews などへの記事の投稿に当たって、発言者の責任を明確にするために、匿名を使用すべきではありません。また、自分の責任を逃れるために、他人の名前を語るとは、名前を使われた人に迷惑を及ぼすだけでなく、倫理上許されない行為です。

- (2) 事実と異なる情報やデマを流す。

このような情報を、ネットワーク上で意図的に流すことが、許されない行為であることはもちろんです。また、たとえ本人が事実であると確信していても、客観的に見て間違っただけの情報やデマを流してしまう場合もあれば、言葉足らずの説明が広い範囲で思わぬ誤解を招くこともあります。

利用者は、ネットワークの影響力の大きさに、常に留意する必要があります。

- (3) チェーン・メールを送る。

電子メールの場合、一般の手紙に比べ、簡単で容易に、多くの人々に同じ内容の手紙を送ることができます。「不幸の手紙」を受け取った経験のある人も多いかと思いますが、そのネットワーク版に関わることは慎むべきです。

- (4) 猥褻情報に関わるサーバへのリンクを張る。

ホームページ上でのこのような行為は、「ひんしゅくを買う」行為の典型です。公序良俗を守りましょう。

4.2 独りよがりな振る舞い

- (1) メーリング・リストに他人を無断で登録する。

メーリング・リストは、共通のテーマに関心をもつ人々との間の情報交換や、ネットワークを用いて共同で作業をするための、電子メールのアドレス帳です。本人の承諾なしに、

無関係の人のアドレスを登録してしまうと、その人にとっては意味のない情報が大量に送られてしまい、大きな迷惑をかけることになります。

(2) 大量のメールを無差別にばらまく。

アンケートなどと称して、無差別に多くの人を対象に一方的にメールを送りつける行為は、受け取った相手に不愉快な思いを抱かせる場合があります。

4.3 他人の権利に対する配慮に欠ける行為

(1) 他人のファイルやディレクトリを本人に無断で参照する。

たとえ、本人がファイルやファイルの保管場所であるディレクトリを、他の利用者から参照できるような状態にしておいたとしても、それらを本人に無断で参照することは、倫理的に許されない行為です。ただし、ホームページ等、公開を前提として作成されたファイルやディレクトリは除きます。



公序良俗やマナーを守ろう！

(2) リンクの公開は許可をとる

ホームページは公開を前提として作成されていますが、無断でリンクを張ることを許可していないサイトもあります。このような場合は、必ずホームページの所有者に対してリンクを公開して良いか確認して下さい。

(3) ネットワークに負荷をかけない。

ネットワークに過負荷を掛けるようなプログラムやデータのダウンロードは、深夜など利用者の少ない時間帯を利用するか、FTP ならば、できる限り近くのミラー・サイトからファイル転送を心がけて下さい。



5. 本学の教育・研究目的に反する行為の禁止

法令に違反する行為や公序良俗に反する行為以外にも、避けるべき行為があります。コンピュータやコンピュータ・ネットワークの正常な運用を阻害する行為は避けるべきです。また、個々の利用環境の特性によって、ある環境では許されても、他の環境では許されない行為があります。

学内に設置してある、各種の情報機器、ネットワーク機器及び通信網は、大学という教育・研究機関に所属するものです。また、大学から利用資格として通知されたユーザ ID やアカウントも、本学における教育・研究目的に必要不可欠であるからこそ、全員に付与されています。したがって、本学の教育・研究目的に著しく反するような形で、これらを利用すべきではありません。

例えば、次のような行為は本学の利用環境の下では避けるべき行為とみなされ、学内規則による指導・勧告、あるいは、キャンパス情報ネットワークの利用制限など、処分の対象となる場合があります。

5.1 教育・研究上不適当と判断される利用

- (1) 学内ネットワークを商業目的に使用したり、情報機器やネットワークをアルバイトのために使用する。

電子メールによる私信の交換や、ニュース・グループへの個人的な情報の提供など、キャンパス情報ネットワークを個人目的で利用するとしても、それが日常生活に伴う範囲のものであれば、問題とされることはありません。

しかし、ホームページや電子メールなどを用いて、営利を目的とした商品やサービスの広告・宣伝活動、販売活動を行ったり、端末室の情報機器をアルバイトのために使用することは、本来の目的から大きく逸脱する行為と言えます。

5.2 ネットワーク・システムの安全性の保持に協力しない行為

- (1) 友人とユーザ ID やアカウントの貸し借りを行う。

本学のネットワーク利用者に提供されるサービスは「権利」ではなく、「特典」であり、それを享受する場合には必ず責任が伴います。

その中で特に大きな責任が課せられるのは、各自に付与されたユーザ ID やアカウントの管理です。ユーザ ID やアカウントは、ネットワーク上で利用者を識別する唯一の手段であり、既に述べてきたような避けるべき様々な行為が、敢えて執行された場合、そこで用いられたユーザ ID やアカウントを付与された人が、真っ先に責任追及の対象となります。

貸し借りの対象となったユーザ ID やアカウントを用いて、そのような行為が行われたとすれば、その行為を実際に行った人だけでなく、貸した人の責任も問われることになり

ます。

(2) 自分のパスワードの管理を怠る。

自分の知らないうちに、不法な行為や倫理上許されない行為に、自分のユーザ ID やアカウントが使われ、その嫌疑が自分にかかってくる可能性があります。

その原因は、キャッシュ・カードの暗証番号と同様の機能をもち、ユーザ ID やアカウントの利用者が、所有者本人であることを証明するためのパスワードが、盗用されてしまったことにあります。

自分自身を守るためには、パスワードが盗まれないように、しっかり管理する必要があります。



自分のパスワードを管理しよう！

5.3 他の利用者に対する配慮に欠ける行為

(1) 混雑している端末室で、複数の端末を一人で占有したり、ゲーム等に興じる。

端末室は多くの利用者が共同で利用する場所です。このような行為は、他の利用者に対する配慮に欠ける、恥ずべき行為です。

(2) ネットワークに過負荷を掛け、回線をいたずらに混乱させる。

単なる暇つぶしのためのネットサーフィンや、P2P を使用したファイル交換、不要な画像やビデオなどの大量のファイル転送、電子メールに大容量のファイルを添付することなどは、ネットワークに過負荷を掛け、回線をいたずらに混雑させ、回線を共用している他の利用者に迷惑をかけることになります。

(3) コンピュータとネットワークを使用目的以外に使用する。

富山大学のコンピュータとネットワークの設置目的は、コンピュータ資源へのアクセスを整備し、協調して業務をするための機会を提供し、研究、教育及び事務をサポートすることです。すべての利用は、この目的と一致しなければなりません。

5.4 ネットワークの運用に支障をきたす利用

- (1) ネットワーク管理責任者の指示に従わない。

ネットワーク利用者は、ネットワーク管理責任者の指示にしたがって利用する責務があります。

- (2) 大量のメールをメール・サーバに残す。

メール・サーバに大量のメールを残すことは、システムに余分な負荷をかける原因になります。不要になったメールは、消すなり、別のファイルに保存するなど、日頃から整理するように努めましょう。

(3) P2P ソフトウェアによるファイル交換は禁止です。

WinMX や Winny などの P2P (Peer to Peer) 型ファイル交換ソフトウェアによる、著作権に違反した、映画などの映像や音楽ファイルなどの交換は、禁止されています。もしこのような行為を行った場合は、著作権法により社会的に処罰されるとともに、大学からは退学などの厳しい処分を受けます。

5.5 端末室の運用に支障をきたす利用

- (1) 端末にゲーム等のソフトウェアをインストールする。

コンピュータ・ゲームは楽しいものですが、本来は個人の環境で行うべきものです。また、たとえ有用なものであっても、教育・研究目的で多くの人が共用する機器に、管理者に無断でソフトウェアをインストールすることは、コンピュータ・ウイルスの最大の感染源となっていますので、絶対に避けて下さい。

- (2) 端末の利用環境の設定を勝手に変更して元に戻さない。

教育を目的として学内に設置してある端末では、多くの人が共同で利用できるよう、それぞれの端末室で共通の利用環境が設定されています。個人的に使いにくいと感ずることがあっても、この環境設定を勝手に変更することは、授業の実施や他の利用者の迷惑になります。

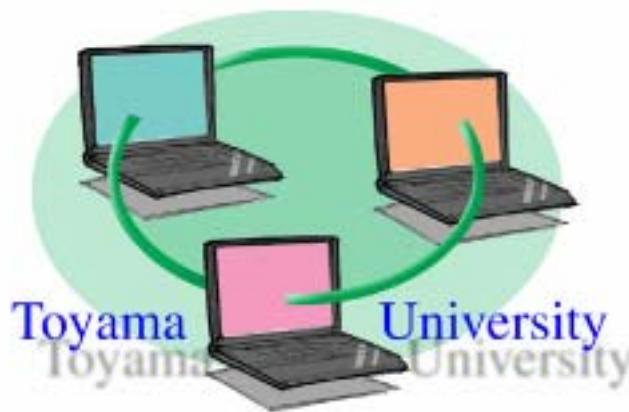
仮に変更してしまった場合には、必ず元の設定に戻しておいて下さい。

- (3) 端末室利用者の遵守事項に違反する。

この遵守事項は、総合情報基盤センター及び各部局の端末室において、適用されます。

[端末室利用者の遵守事項]

- (1) 端末室, 情報システムおよびネットワーク・システムの良心的な使用を妨害しないこと.
- (2) 端末室では大声を出すなど, 他の利用者の, 利用の妨げになる行為を行わないこと.
- (3) 端末室で食べたり, 飲んだりしないこと. 食物や飲み物を PC の設置場所に持ち込まないこと.
- (4) 端末室ではゴミを出さないこと, また出したゴミは持ち帰ること.
- (5) 端末室および総合情報基盤センター内は禁煙とすること.
- (6) 端末室で携帯電話/PHS を使用しないこと. 入室するときは携帯電話/PHS のスイッチをオフにすること.
- (7) PC のハードウェア, ソフトウェアの設定変更, 再構成をしないこと.
- (8) 一斉にログオンをしないこと.
- (9) 20 分以上席をはずしたまま, 端末を放置しないこと.
- (10) PC 上に私的なファイルを残さないこと.
- (11) プリンタの公的な優先度を侵さないこと. 特にプリンタをコピー・マシンとして使用しないこと.
- (12) 使用したマニュアル, 参考資料は元の位置に戻すこと.
- (13) 不正に画像ファイルや音楽ファイルをダウンロードしないこと.
- (14) 最後の利用者は照明スイッチをオフ後, 退室すること.



本学の教育・研究目的に反する行為は避けよう！



6. 罰則

6.1 罰則を規定している規則

富山大学の利用者に適用される規則は以下の通りです。

(1) 富山大学総合情報基盤センター規則（平成15年4月1日制定）

学則に基づき制定された規則で（2）以降の規則のベースとなる規則

(2) 富山大学総合情報基盤センター利用細則（平成15年4月1日制定）

情報処理システムと情報通信システムの利用に関する規則

[罰則] 第9条 利用承認の取り消し等

- 1) 利用者が、この細則に違反したとき、又はセンターの運営に重大な支障を及ぼした場合は、センター長は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。
- 2) 利用者が情報システムを故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、センター長の指示に従い弁償の責任を負わなければならない。

(3) 富山大学キャンパス情報ネットワーク・システム利用内規

（平成15年4月1日制定）

キャンパス情報ネットワーク・システム tya-net の利用に関する規則

[罰則] 第13条 利用承認の取り消し等

- 1) 利用者が、この内規に違反したとき、又はネットワーク・システム及び外部ネットワークの運用に重大な支障を及ぼしたときは、センター長はその者の接続の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。
- 2) 利用者は、センターが管理するネットワーク・システム及びネットワーク機器を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、センター長の指示に従い弁償の責任を負わなければならない。

(4) 富山大学総合情報基盤センター運用管理端末を有する各部局サテライト端末室及び情報システム利用内規（平成15年4月1日制定）

各部局サテライト端末室とその情報システムの利用に関する規則

[罰則] 第13条 利用承認の取り消し等

- 1) 利用者が、この内規に違反したとき、又はセンターの運営に重大な支障を及ぼした場合は、センター長は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。
 - 2) 利用者が端末室及び情報システムを故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、センター長の指示に従い弁償の責任を負わなければならない。
- その他、以下のような関連する規則、法律が適用されます。

(5) 学術情報ネットワークの加入に関する規則（平成6年11月15日改正）

SINET（Science Information NETwork）の利用に関する規則

(6) 不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成 12 年 2 月 13 日制定）

国家が定めた不正アクセス行為の禁止，犯罪の防止，アクセス制御などに関する法律

(7) 個人情報の保護に関する法律（平成 13 年 6 月国会提出予定）

国家が定めようとしている個人情報保護を目的とした法律

これらの規則や法律は総合情報基盤センターのホームページを参照して下さい。

URL=<http://www.cns.toyama-u.ac.jp/rule/>

6.2 罰則ランク

利用者が，以上の諸規則に違反し，もしくはこのインターネット利用ガイド上の義務に対して違反した場合は，規則に定める「利用の取り消し」または「一定期間の利用の停止」処分受け，弁償の責任を負わされます。その処分を受ける罰則のランクは次のようになっています。

(1) 停学（学長：学則による）

社会機能を麻痺させ，日常生活に支障を来すような行為の場合

(2) ユーザ ID の取り消し（センター長）

社会を混乱させ，一般市民に多大な迷惑を及ぼす行為の場合

(3) システムの利用停止（センター長）

6 ヶ月，3 ヶ月，1 ヶ月，3 週間，1 週間（程度に応じて）

コンピュータとネットワークの不正利用を行い，他人に対し迷惑をかけた場合

(4) 注意（センター長）

口頭注意，文書による注意

公序良俗に反する行為や他人に対し迷惑をかけた場合

(5) 警告（センター長）

本学の教育・研究目的に反する行為

6.3 罰則の適用例

- (1) 音楽ファイル，猥褻画像の大量ダウンロード
- (2) 利用資格のないコンピュータに侵入した
- (3) 電子掲示板への脅迫文書の書き込み
- (4) 電子掲示板での非難の応酬（フレイム・ウォー）
- (5) PC 機器（マウス）の窃盗
- (6) 他人の所有物を窃盗
- (7) 端末室の不正使用
- (8) 缶コーヒーと菓子を飲食しながら PC 操作
- (9) 他人の靴，サンダル，傘等の窃盗



7. e-Learning システムによる情報倫理教育の受講義務

7.1 情報倫理教育コースの受講

本学では、この「情報倫理」を修得するために、**e-Learning** システムを用意しています。学生諸君はこの情報倫理教育コースを一定期間内に受講して、各章末の練習問題と総合テストに合格すれば、本学のネットワーク利用者としての権利を獲得し、卒業するまで快適なキャンパス・ライフを送ることができます。なお、この情報倫理教育コースは合格するまで、何度も挑戦して、パスして下さい。

7.2 情報倫理教育コースの受講手順

この情報倫理教育コースを受けるには、本学のホームページから「在学生」のホルダーを開き、「情報倫理教育コース」を選択して、その手順に従ってこのコースを受講して下さい。



自習教材の学習には、集中力と忍耐力が必要です。最終テストに合格すれば、あなたは富山大学のキャンパス情報ネットワークを使用する権利を獲得したことになります。ただし、模範学生として今後ともルールとマナーを遵守して、キャンパス・ライフをお楽しみ下さい。

あなたも今からネットワーク社会の一員です。さあ！インターネットを楽しみましょう！



8. 参考文献

この利用者ガイド作成にあたっては、次の文献の一部または全部を参照し、転載しました。

「ネットワーク市民の手引（第2版）」，広島大学情報通信・メディア委員会，1998.

「ネットワーク市民の手引（2000）」，広島大学情報通信・メディア委員会，2000.

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/Committee/media/shimin-tebiki/index.html>

その他の参考文献

(1) 電子社会への誘い，北陸地域情報ネットワーク協議会，2000

(2) Welcome to Athena(AC-01), Massachusetts Institute of Technology(MIT)
MIT Information Systems, 1996-1997

(3) Seven Simple Computer Security Tips, U.S. Department of Homeland Security

「インターネット利用ガイド（第4版）」についての質問，意見，提案は，富山大学附属図書館または総合情報基盤センターまで，電子メールでお寄せ下さい。

連絡先 富山大学附属図書館

E-Mail info@lib.toyama-u.ac.jp

URL <http://www.lib.toyama-u.ac.jp/committee/>

TEL 076-445-6891（富山大学附属図書館総務係），FAX 076-445-6904

富山大学総合情報基盤センター

E-Mail info@cns.toyama-u.ac.jp

URL <http://www.cns.toyama-u.ac.jp/IUG/>

TEL 076-445-6946（富山大学総合情報基盤センター受付），FAX 076-445-6949

インターネット利用ガイド（第4版）

Internet Users' Guide (4th Edition)

2004年3月1日発行

富山大学

〒930-8555 富山市五福 3190

TEL 076-445-6891/6946

イラスト：株式会社メディアプロ 安井裕一

国語解説：新明解国語辞典（第四版），三省堂（1993）を参照。

無断転載を禁止します。

富山大学ネットワーク利用誓約書

富山大学長

瀧澤 弘 殿

私は、富山大学キャンパス情報ネットワーク及びインターネットの使用について、諸規則を守り、インターネット利用ガイドに記載されている義務を履行し、健全なネットワーク利用者として学生生活を送ることを誓います。

なお、諸規則に違反し、又はインターネット利用ガイド上の義務に違反した場合は、規則等に定める処分を受けることに同意します。

平成 年 月 日

所 属：

(Department)

学籍番号：

(Student ID-Number)

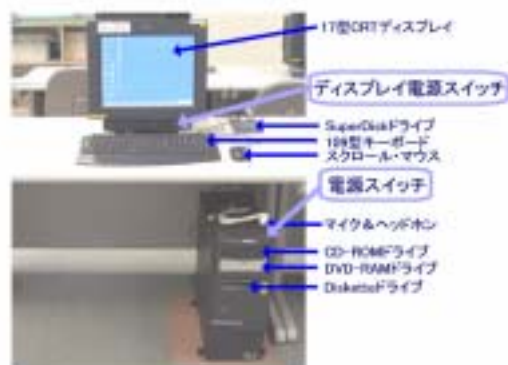
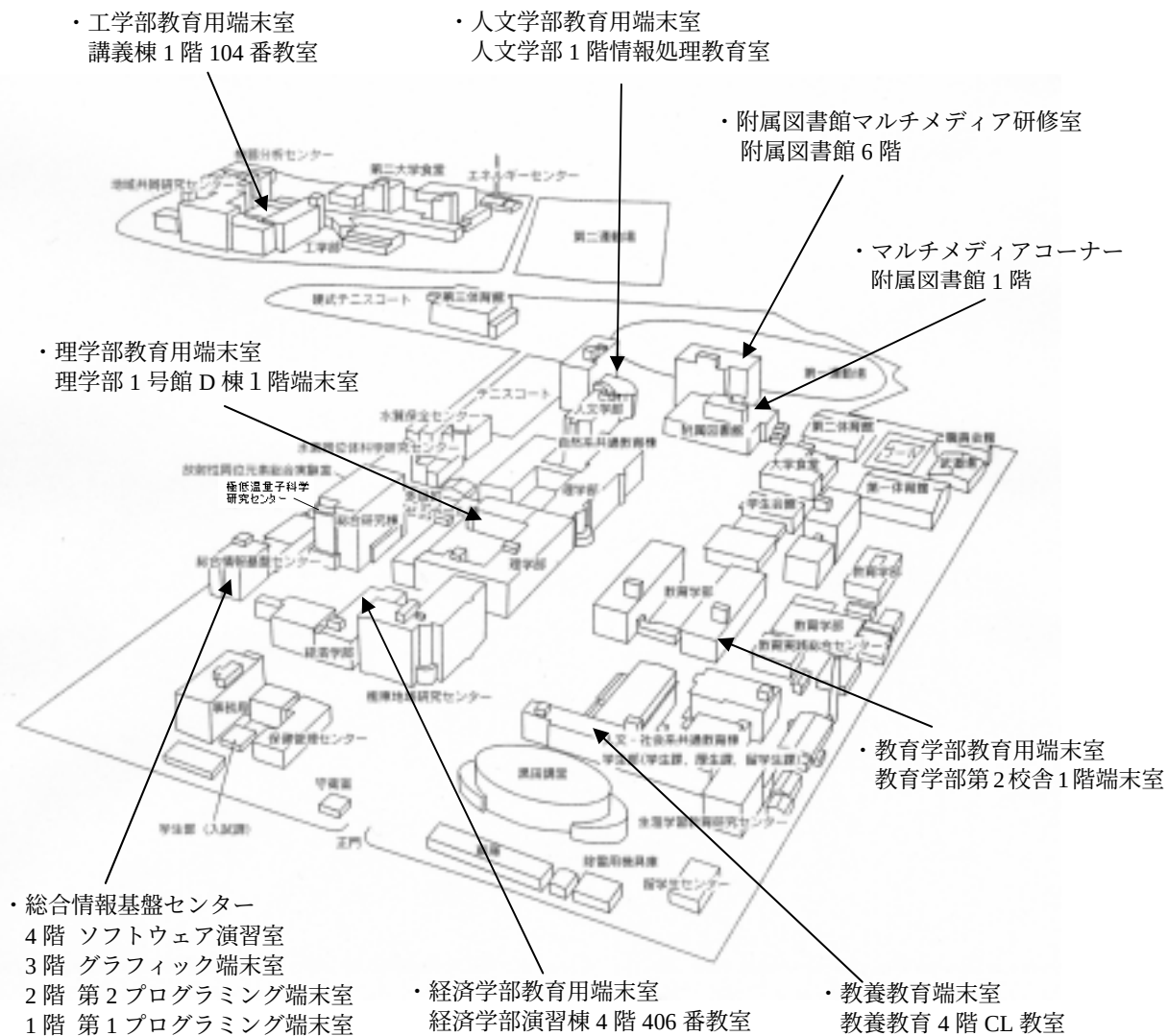
氏 名：

(Name)

署 名：

(Signature)

富山大学教育用端末室の配置図 (平成16年4月)



インターネットの精神



善意の Give & Take